

大阪ガス健康保険組合のしおり

大阪ガス健康保険組合に加入の皆さんに、知っておいていただきたい
「健康保険」の情報を取りまとめています。

大阪ガス健康保険組合ホームページ <http://www.og-kenpo.or.jp/>

●詳しい情報はホームページをご覧ください。

健康保険制度の内容

●健康保険の仕組み

病気やケガ、出産や死亡の場合には私たちの生活に大きな負担がかかります。このような事態に備え、日頃から事業主と個人が保険料を出し合い、必要な時に給付を受ける仕組みが「健康保険」です。

●収入と支出

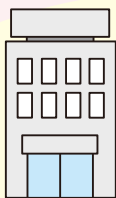
健康保険組合の財源は、事業主と被保険者のみなさんから、納められる「保険料」でまかなわれています。保険料は医療費に支払う保険給付や加入者の健康増進を図る保健事業費として使われるほか、国への納付金としても拠出されています。

●加入できる人

会社で働く皆さんは、一定の勤務条件を満たすと被保険者となり、給付を受ける権利と保険料を負担する義務が生じます。また、ご家族は一定の条件を満たして認定を受ければ、被扶養者として加入できます。

保険料について **保険料は事業主と被保険者が負担します。**

保険料は被保険者の収入に応じて決まり、事業主と被保険者で負担します。負担の割合は健康保険組合が設定しています。



事業主

保険料



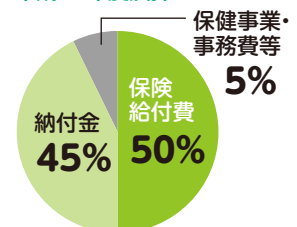
被保険者

支出について

保険給付費と納付金が支出の95%を占めています。

納付金は、日本の高齢者医療費の一部を賄うために使われます。この納付金の負担が健康保険組合の財政を圧迫しています。

平成24年度決算



$$\left(\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \right) \times 12 + \left(\text{標準賞与額} \times \text{保険料率} \right) \times \text{賞与回数} = \text{1年間に支払う保険料}$$

保険給付のいろいろ

仕事以外で病気やケガをしたり、出産、死亡の場合に、法で定められた保険給付を受け取ることができます。

病気やケガをしたとき

●療養の給付

医療費の原則7割

※病院では医療費の3割の自己負担で治療を受けることができます。

●療養費

医療費を立替払いしたときの払い戻し

※保険証を持たずに治療を受けた場合や治療用装具等を作成した場合に、基準額が給付されます。

●高額療養費

医療費が自己負担限度額を超えた場合の還付(月単位・病院ごとに計算)

※自己負担限度額は約8万円。(金額は収入により異なる。標準報酬月額53万円以上は約15万円)
※大阪ガス健保では独自の給付を行っています。《下記参照》

●訪問看護療養費

在宅療養患者への看護費用の7割

●入院時食事療養費

入院時1食260円を超えた額



●移送費

症状が重篤な場合等で緊急時の移送交通費全額(特定の条件が当てはまる場合)

●傷病手当金

会社を休み給与が支給されない場合の生活保障

※保障額は法律で、標準報酬月額2/3相当額を最長で1年6ヶ月間とされています。
※大阪ガス健保では、さらに保障を充実させています。《下記参照》

出産したとき



●出産手当金

会社を休み給料が支給されない場合の生活保障。1日につき標準報酬日額の2/3相当額

●出産育児一時金

1児につき原則42万円

死亡したとき

●埋葬料／埋葬費

5万円。被保険者に家族がいない場合は5万円を上限に実際にかかった費用

※詳しい給付基準はホームページ等で確認ください。

保健事業

各健康保険組合は、加入者の健康増進のため独自の保健事業を行っています。



大阪ガス健康保険組合は、**健康診断や保健指導等を通じて健康増進をサポートします。**

●健康診断

医療機関と契約し、疾病の早期発見と治療のため各種の健康診断を行っています。

各健診と対象者

□成人家族健診(婦人科含む)

●20歳以上75歳以下の被扶養者
(25歳未満は配偶者に限る)

●20歳以上75歳以下の任意継続被保険者

□婦人科健診

●乳がん健診
30歳以上の女性被保険者

●子宮がん健診
20歳以上の女性被保険者

□歯科健診

●被保険者
大阪ガス従業員の健康づくり健診対象者除く

●20歳以上65歳以下の被扶養者
25歳未満は配偶者に限る

●20歳以上65歳以下の任意継続被保険者



●特定保健指導

健康開発Cでの健診結果(メタボ判定)から、対象者に対する6カ月の保健指導を行っています。

●家庭訪問による健康相談

相談員がご自宅を訪問し、高齢者のご家族に対する健康情報提供・アドバイスを行っています。



●健康相談すこやかダイヤル

日常の健康管理や体調不良時の問い合わせ、介護や乳幼児の健康相談、救急病院の照会等に、看護師・保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お答えしています。

すこやかダイヤル **0120-63-7155** (大阪ガスセキュリティサービス 大阪ガス健康保険組合専用)

●家庭用常備薬の斡旋

疾病予防、応急手当の一助として常備薬品等の斡旋を行っています。

●ジェネリック(後発医薬品)通知

安価なジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代削減効果を個別に通知しています。

大阪ガス健康保険組合は、**万一の場合の保障を充実させています。**

●高額な医療費の場合

病院の窓口で支払った医療費のうち2.5万円を超える部分は、後日健康保険組合から払い戻しを行います。
(月単位・病院ごとに計算)



2.5万円超の分は返却
5.5万円が戻ってくる!



●会社を休んだ場合

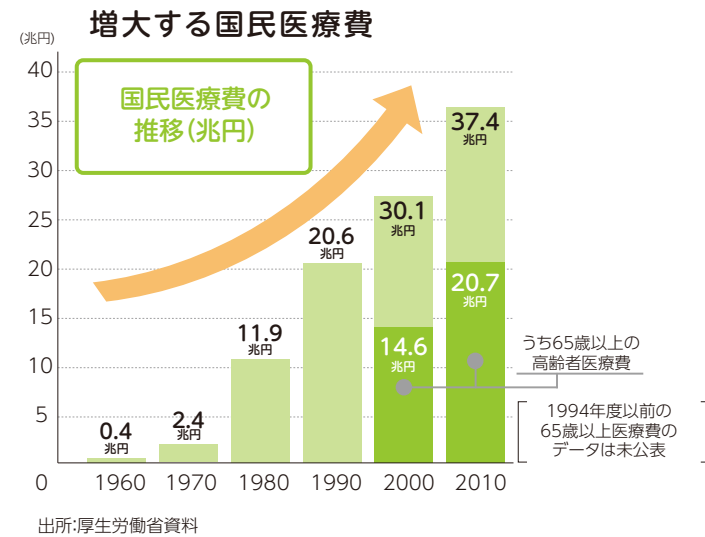
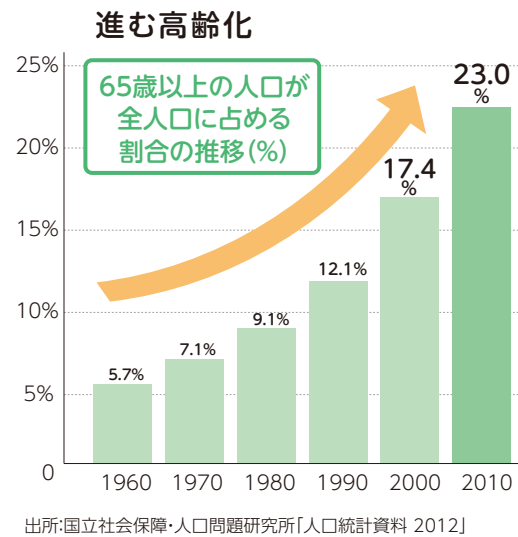
1日につき標準報酬日額の85%に相当する保障を受け、最長で2年間は治療に専念することができます。



健康保険組合を取り巻く環境

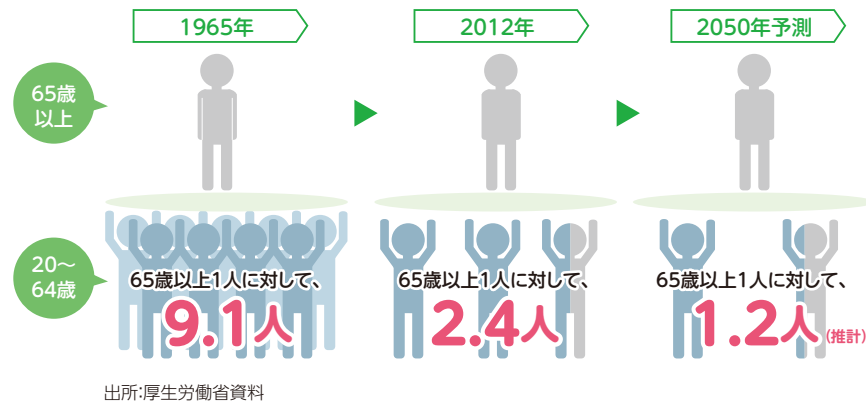
高齢者の医療費増加

日本社会は高齢化が進み、高齢者の医療費は年々増加しています。
現在、団塊の世代と呼ばれる方々が65歳を迎えていることから、今後さらに増加していくと予測されています。



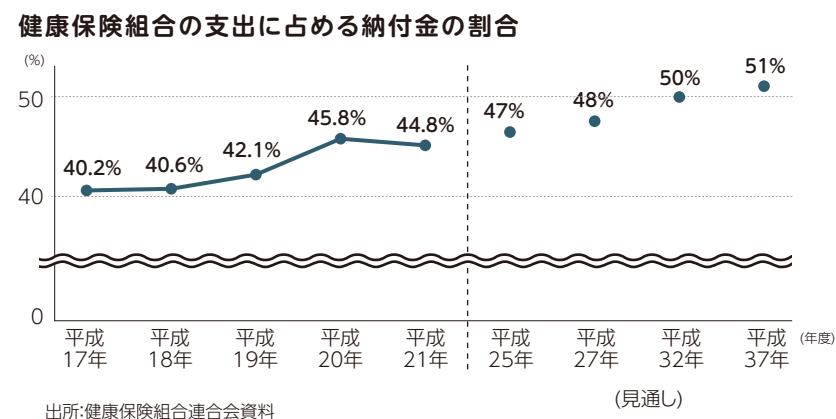
人口構造の変化

医療保険を含め、日本の社会保障制度は、豊かな勤労世代が少数の高齢世代を支える仕組みとして運営されてきました。
しかし、急速な高齢化と同時に少子化が進み、若年者の負担は過重なものとなっています。



健康保険組合の負担

私たち現役世代は、加入する健康保険組合が拠出する「納付金」によって高齢者の医療費の一部を負担しています。
この納付金の額は年々増加しており、健康保険組合全体で支出の50%近くにまで達しています。

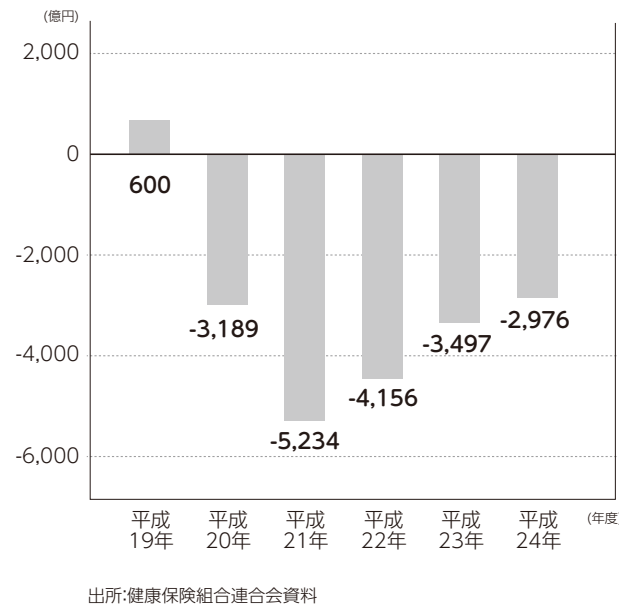


健康保険組合の現状

●全国の健康保険組合

健康保険組合では、高齢者医療のために拠出する納付金が財政を圧迫し、平成24年度は健康保険組合全体で3,000億円の赤字を計上しました。収入となる保険料については、引き上げが続いています。

健康保険組合収支

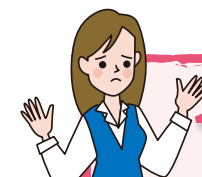


保険料率別組合数

～保険料率の高い健保が急増～

保険料率	平成23年度	平成25年度
60未満	71	30
60～65未満	77	38
65～70未満	124	53
70～75未満	195	102
75～80未満	195	146
80～85未満	278	208
85～90未満	186	176
90～95未満	223	228
95～100未満	88	227
100以上	10	185
合計組合数	1,447	1,393
保険料率平均	7.94	8.64

出所:健康組合連合会資料をもとに作成
保険料率の単位は千分率で示している
保険料率60=60/1000



大阪ガス健康保険組合の 財政は厳しい状況にあります。

平成24年度は、納付金に加えて医療費に対する保険給付費が増加し、決算は11億円の赤字となりました。今後も更なる財政悪化が想定され、保険料率の上昇は避けることができません。

平成24年度 決算

(億円)		
	平成24年度	前年度比
収入(保険料等)	92.8	+12.5
支出		
保険給付費	51.4	+3.5
納付金	47.0	+8.0
保健事業・事務費等	5.4	+0.7
支出合計	103.8	+12.2
収支	▲11.0	+0.3

今後の財政悪化要因

- 保険給付の増加:医療の高度化(新治療法・新薬の開発)により医療費は増加します。
- 納付金の増加:少子高齢化により現役世代(健康保険組合等)の負担は増加します。
現在、「納付金拠出の完全総報酬制」導入が検討されています。これにより企業の健康保険組合では拠出額が増加します。

健康保険利用にあたってのお願い

●第三者による行為でケガ、病気をしたとき

交通事故等、第三者の行為により被害にあつてケガをした場合、通常は加害者側の自動車損害賠償責任保険、または任意保険で治療を受けることになります。もし、健康保険を利用する場合は、まず健康保険組合がケガに対する給付を行い、その後に加害者への損害賠償を請求することになります。第三者の行為による被害を受けた場合は、健康保険組合まで連絡いただくようお願いいたします。



《交通事故等にあつたとき》

警察へ連絡

- 現場を確認してもらう。
- 事故証明書を警察（自動車安全運転センター）からもらう。

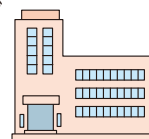
健康保険組合へ連絡

- 第三者行為による傷害事故届等の書類一式を提出。
- 示談の前に相談する。



病院へ

- 診断書をもらう。
- 領収書を必ずもらう。



●柔道整復師にかかるとき（接骨院・整骨院）

治療には健康保険の対象となる場合と、ならない場合がありますのでご注意ください。

健康保険組合では支払い適正化のため、柔道整復師による施術内容の照会確認を行っています。負傷部位や通院日数等を回答いただくことがありますので、ご協力をよろしくお願いします。

保険適用となる場合

外傷性の捻挫、打撲、挫傷、
*骨折、*脱臼(*医師の同意書が必要)など

保険適用外の一例

疲労、肩こり、腰痛、筋肉疲労、筋肉痛、リウマチ、ヘルニア、関節炎、慢性病、慰安目的のあんまやマッサージ、交通事故の後遺症、同時期による医療機関との重複受診…など

●医療費節減のために

上手にお医者さんにかかり、医療費を節約しましょう

重複受診はやめる

同じ病気でいくつもの病院にかかることや、症状が改善しないからといって次から次へお医者さんを変えることは、同じ診察・検査の繰り返しになり医療費がかさみます。

時間外休日診療はなるべく避ける

急病等やむをえない場合を除いては、受診時間内に受診しましょう。時間外の受診は割増し料金がかかります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう

医師から説明を受けているときや
薬剤師に処方箋を渡すときに、
「ジェネリック医薬品を希望します」と伝える

ジェネリック医薬品は、新薬として開発された医薬品の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことです。新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果をもち、安価で販売されています。薬事法に基づいて厚生労働省から承認されているお薬です。

●被扶養者資格確認について

健康保険組合では、被扶養者として認定されている家族について「資格確認」を実施しています。（健康保険法施行規則第50条に基づく）被扶養者の方々には年金受給や生活状況の変化あるいは就職等により、認定対象でなくなっている場合があります確認するものです。調査対象の被保険者のみなさんから必要書類を提出していただき条件を満たしていない場合は「資格喪失」の扱いとなります。健康保険組合の適正な事業運営のため実施していますので、ご協力をお願いします。

標準スケジュール

- 対象者への案内発送 ▶ 7月末
- 書類提出の締め切り ▶ 8月末